

令和8年度 真庭市立北房中学校 部活動に係る活動方針

1 本校の部活動

野球部（男女）・バレーボール部（女子）・卓球部（男女）・剣道部（男女）・吹奏楽部（男女）

2 目標

- (1) 望ましい集団生活を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図る。
- (2) 集団や社会の一員として、よりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。
- (3) 人間としての生き方について自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

3 部活動の運営について（校内での取り決め事項等）*文化部に関しては運動部に準ずることとする。

(1) 休養日

- ・原則、毎週水曜日は休養日とする。
- ・定期テストの1週間前、専門委員会・職員会議のある日は原則として、活動中止とする。
- ・夏季及び冬季休業中の閉庁日は、活動しないこととする。

(2) 活動時間

*「活動時間」とはスポーツ活動時間を意味しており（会場への移動、準備、片付け、ミーティング、複数校で実施する練習試合の試合間の休憩、見学等は含まない）、身体的トレーニング効果が期待される活動のことである。

放課後の練習	最終下校時刻
4月～支部秋季	17:30
支部秋季後～県秋季大会	17:00
県秋季大会後～修了式前日	16:45

- ・1日の活動時間は、長くても平日は2時間程度とする。
- ・朝練習は行わない。
- ・下校時刻を厳守する。
- ・授業中に保健室で1時間程度休養した生徒については、部活動を見学するか、部活動をせずに下校することとする。
- ・北房中学校の基準の温度計（武道場前）で3.5℃以上の場合は活動を停止する。

(3) 遠征・合宿等

- ・合宿は北房中では行わない。

(4) 大会参加

- ・大会参加は中体連主催大会への参加を原則とする。

(5) 3年生引退後の活動

- ①入試までは、入試のために練習が必要な生徒は、顧問を通して職員に諮った後、全日参加を認める。

4 その他

(1) 部活動顧問会議（研修会の実施等）について

- ・年度初めに顧問会議を実施し、共通理解を図ることとする。（職員会議で代替する場合もある）
- ・必要に応じて研修を実施し、顧問の研鑽を図る。

(2) 部費の取り扱いについて

- ・部費等、取り扱いについては公金に準ずることとし、適切に管理する。
- ・決算報告については、校長に提出し、保護者に報告する。

(3) その他

- ・規律違反等、好ましくない状況があった場合は、一定期間活動を停止させることがある。
- ・顧問は保護者に活動計画を連絡し、部活動への理解と協力を得ることができるよう努める。